

# 京都市公共施設マネジメント基本計画 〈2025-2034〉

2025（令和7）年3月



## ＜公共施設マネジメントとは＞

本市が保有する公共施設に係る現状と課題を分析し、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組をいいます。

## 目 次

<b>第1章 計画の位置付け等</b>	<b>1</b>
1 位置付け	1
2 対象範囲	1
3 計画期間	1
<b>第2章 公共施設マネジメントの必要性</b>	<b>2</b>
1 老朽化の進行	2
2 維持更新経費	3
3 社会情勢の変化	4
<b>第3章 公共施設マネジメントの方針</b>	<b>5</b>
<b>第4章 中期的な目標・取組方策</b>	<b>7</b>
目標① 公共資産・公共空間の活用	8
目標② 管理運営手法の点検・改善	9
目標③ 老朽化対策の着実な実施	10
<b>計画の推進に向けて</b>	<b>13</b>
1 職員の意識改革	13
2 データ環境の整備	13
3 各施策との連携・融合	13
4 施設の特性等に応じたマネジメントの推進	14

# 第1章 計画の位置付け等

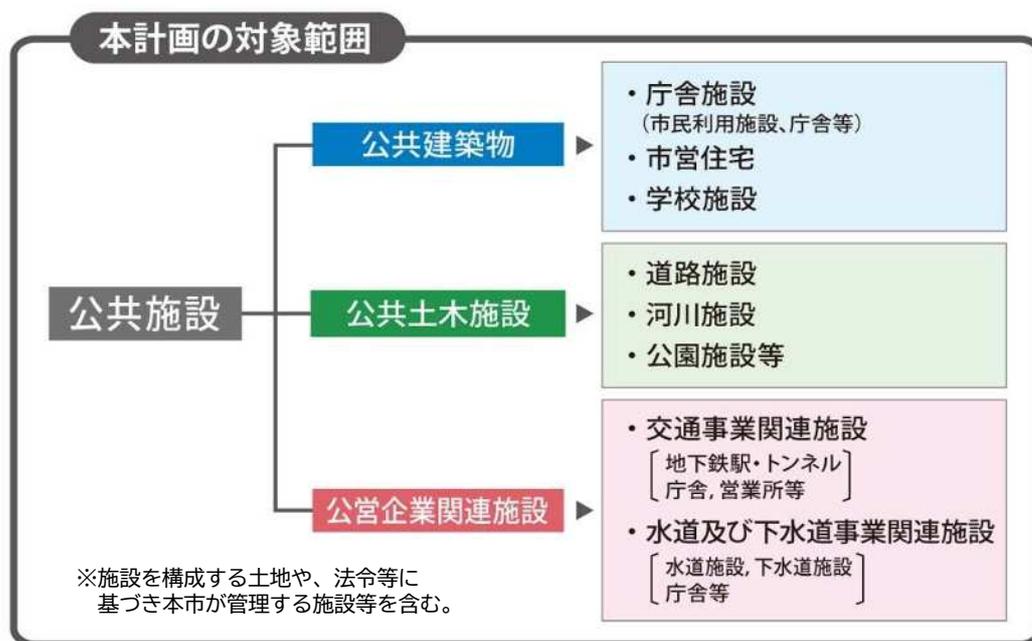
## 1 位置付け

本計画は、本市における公共施設マネジメントの方針等を定めるものです。

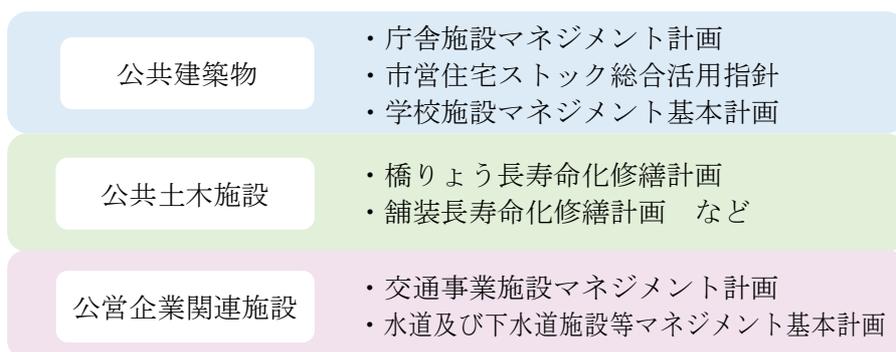
総務省から各地方公共団体に対して策定が要請されている「公共施設等総合管理計画」（公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画）の位置付けであり、第1期の計画期間（2015（平成27）年度から2024（令和6）年度）が満了するため、計画を改定し、第2期の取組を定めます。

## 2 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が保有する全ての公共施設とします。



（参考：施設類型別計画）



## 3 計画期間

2025（令和7）年度～2034（令和16）年度〔10年間〕

計画期間内においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、本計画に掲げる目標に対する取組状況の点検等を適宜行い、取組の更なる強化を図るなど、柔軟性のある計画の運用を図ります。

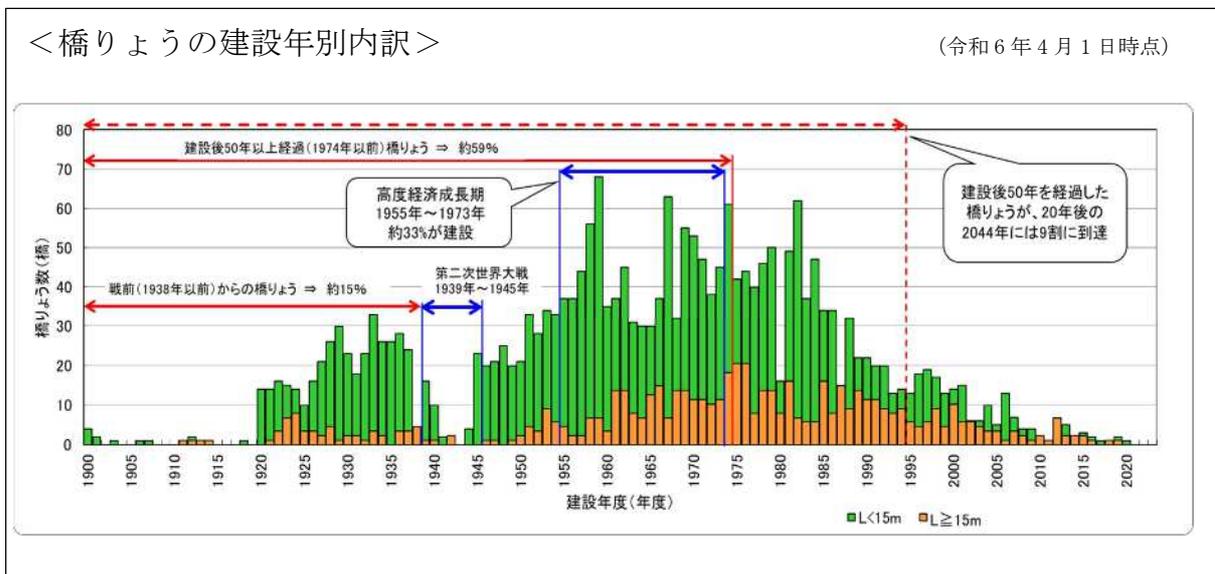
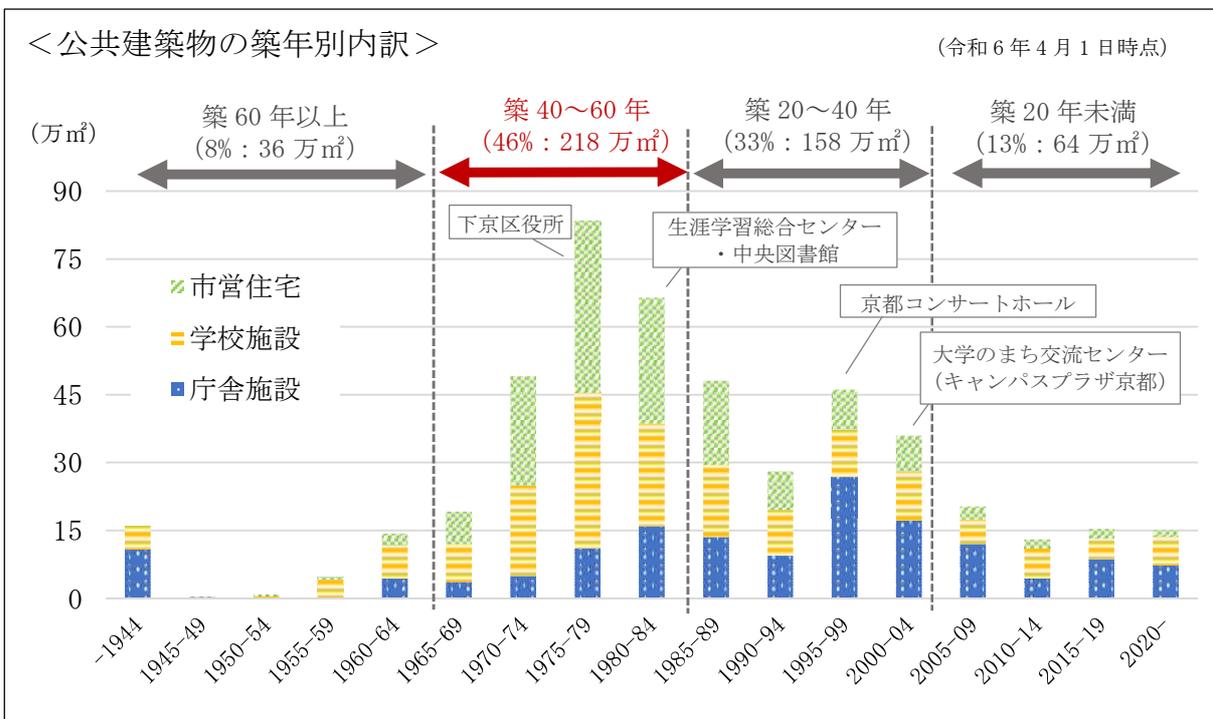
## 第2章 公共施設マネジメントの必要性

建物の老朽化の進行や人口減少など、公共施設をとりまく様々な課題に対応するため、各地方公共団体において、公共施設マネジメントが推進されています。

### 1 老朽化の進行

本市の公共建築物のうち、築40～60年のものが約半数、築20年～40年のものが約3割を占めています。建設時期が集中していることから、今後、改修・更新のための財政負担の増大・集中が懸念されます。

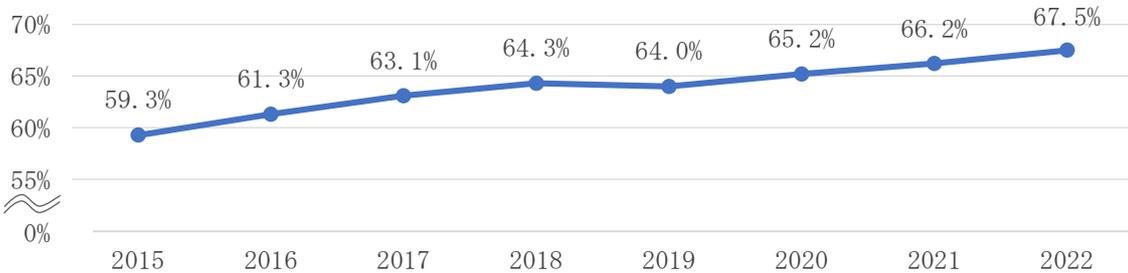
この他、公共土木施設についても、橋りょうの約6割、トンネルの約4割が建設後50年を超えている等、老朽化が進行しています。公営企業関連施設についても、今後、地下鉄施設や水道及び下水道施設が集中的に更新時期を迎えること等から、計画的な保全による長寿命化等の取組が求められます。



＜これまでの有形固定資産減価償却率の推移＞

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物等）の取得価格に対する減価償却の割合を計算したものです。

この比率が高いほど、施設等の老朽化が進んでいることを示す簡易指標であり、高水準かつ上昇傾向で推移していることにも、老朽化の進行が表れています。



## 2 維持更新経費

今後 20 年間を想定した機械的なシミュレーションによると、公共建築物の維持更新にかかる経費は概ね 800～1,200 億円/年で推移することが見込まれます。

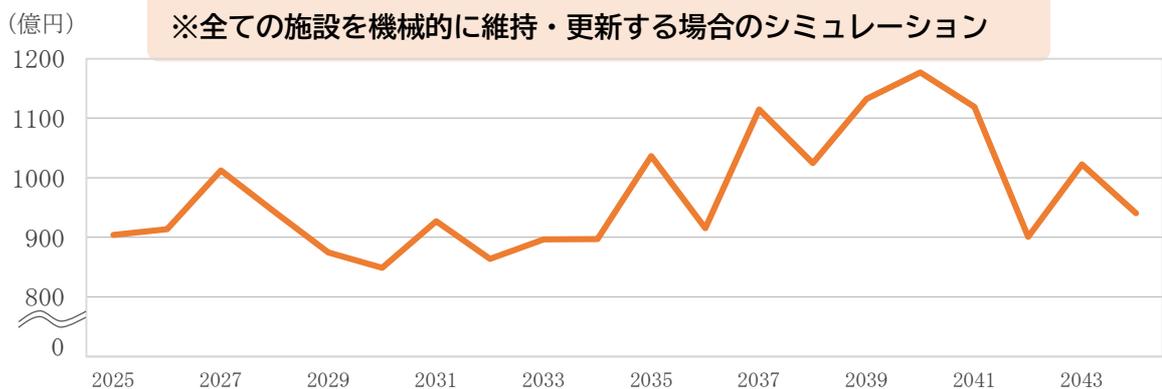
ただし、当シミュレーションは、

- ・現在保有する全ての施設を、将来にわたって適切に維持し続けること
- ・これまでも適切に維持してきた健全な状態であること

を前提としたものであることから、これまで緊急性の低い改修等を後年度に先送りしてきた本市においては、実際に必要となる経費が当シミュレーションよりも上回るものが想定されます。加えて、今後の物価変動等による更なる経費の増加も懸念されます。

本市は 22 年ぶりに収支均衡を達成するなど、財政状況が大きく改善しましたが、今後、人口減少に伴う税収の減少、高齢化の進展に伴う社会福祉関連経費の増加や、物価変動等のリスクに対応しつつ、こうした公共施設の維持更新に必要な多額の財源を確保し続けていくことは容易ではなく、緊張感をもった財政運営が必要です。

＜今後の維持更新経費の見込み＞



シミュレーション条件（概要）

- ・各部材の耐用年数、劣化周期等に応じて必要な修繕・改修を実施
- ・築 80 年が経過した時点で建替え（建物を除却し、同等の建物を新築）

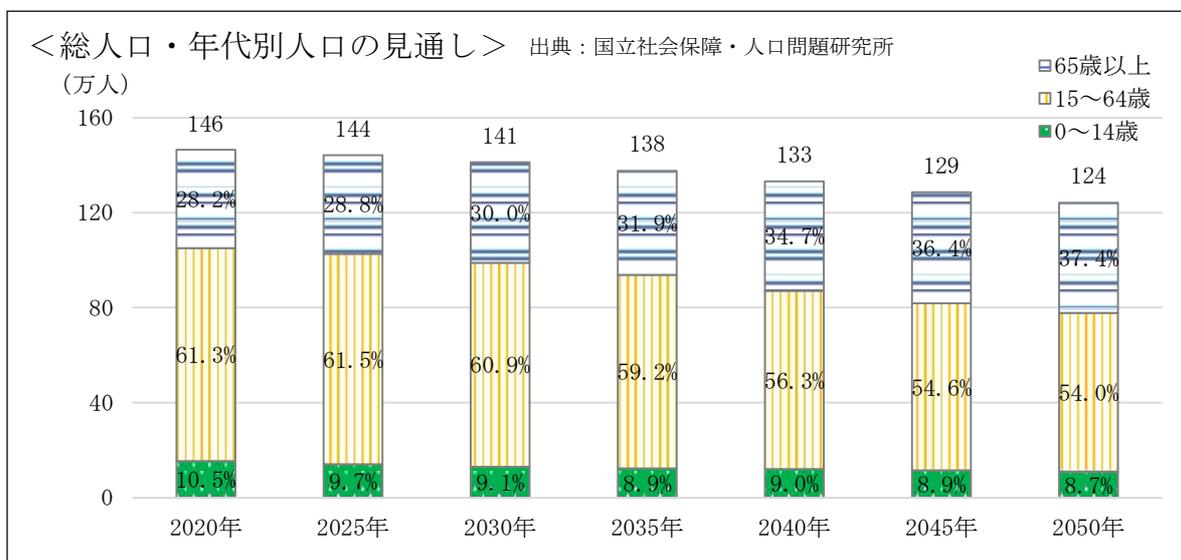
『建築物のライフサイクルコスト』（発行：（一財）建築保全センター、監修：国土交通省）に基づく試算

### 3 社会情勢の変化

本市の人口は、2050年には約124万人まで減少し、高齢人口（65歳以上）の割合が約37%まで増加することが推定されています。また、民間事業者によるサービス提供の質・量の充実、デジタル化の進展など、公共施設が提供するサービスの前提となる社会情勢は、時代とともに変化していきます。さらには、CO2排出量を実質的にゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けた機運の高まりに伴い、公共施設の維持管理・更新においても脱炭素化を推進する重要性が高まる等、公共施設に対する社会的ニーズも変化しています。

したがって、こうした環境変化を的確に捉えながら、公共施設の在り方も、時代とともに変化していくことが求められます。

また、施設（建物）の整備に当たっては、こうした将来的な環境変化に柔軟に対応できるよう、フレキシビリティ（可変性）を確保した整備を検討する必要があります。



### 第3章 公共施設マネジメントの方針

公共施設の老朽化対策を適切に実施していくためには、施設の状況を点検・診断し、異常が認められる際には速やかに対策を講じる必要があります。しかし、これまで本市では、厳しい財政状況において、緊急性の低い改修を後年度に先送りするなど、計画的な改修を十分に実施できておらず、主に事後保全（※1）による対応を行ってきました。また、これまで老朽化対策を十分に実施できていない分、今後の維持更新経費の増大が想定されますが、その実態把握が十分でないことも課題となっています。

したがって、まずは、施設ごとの改修計画の策定・更新を進めます。そして、改修計画に基づく予防保全（※1）への転換を図るとともに、改修計画によって把握したライフサイクルコスト（※2）の見込み等を踏まえ、着実に老朽化対策を実施できるよう、長期的な方針を検討します。

<改修計画のイメージ>

(〇〇センターの改修計画)										(単位:百万円)
年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	...	
屋根		3					2		...	
受変電		165						2	...	
空調	6	578		23		34	19	34	...	
昇降機		738			7			7	...	
⋮										

#### <※1 事後保全・予防保全>

事後保全	<p>不具合が生じた後に、修繕等を行う保全方法です。不具合が生じてから対応するため、場合によっては、緊急的に施設の使用停止を余儀なくされるなど、施設運営に多大な影響が生じるおそれがあります。</p> <p>(具体例) 雨漏りが発生した後に行う屋上防水工事</p>
予防保全	<p>定期的な点検・診断の実施によって、使用不能になる前に修繕等を行う保全方法です。計画的に工期を調整できるなど、施設運営への影響の軽減を図ることができます。</p> <p>(具体例) 雨漏りが発生する前に、予防的に行う屋上防水工事</p>

#### <※2 ライフサイクルコスト>

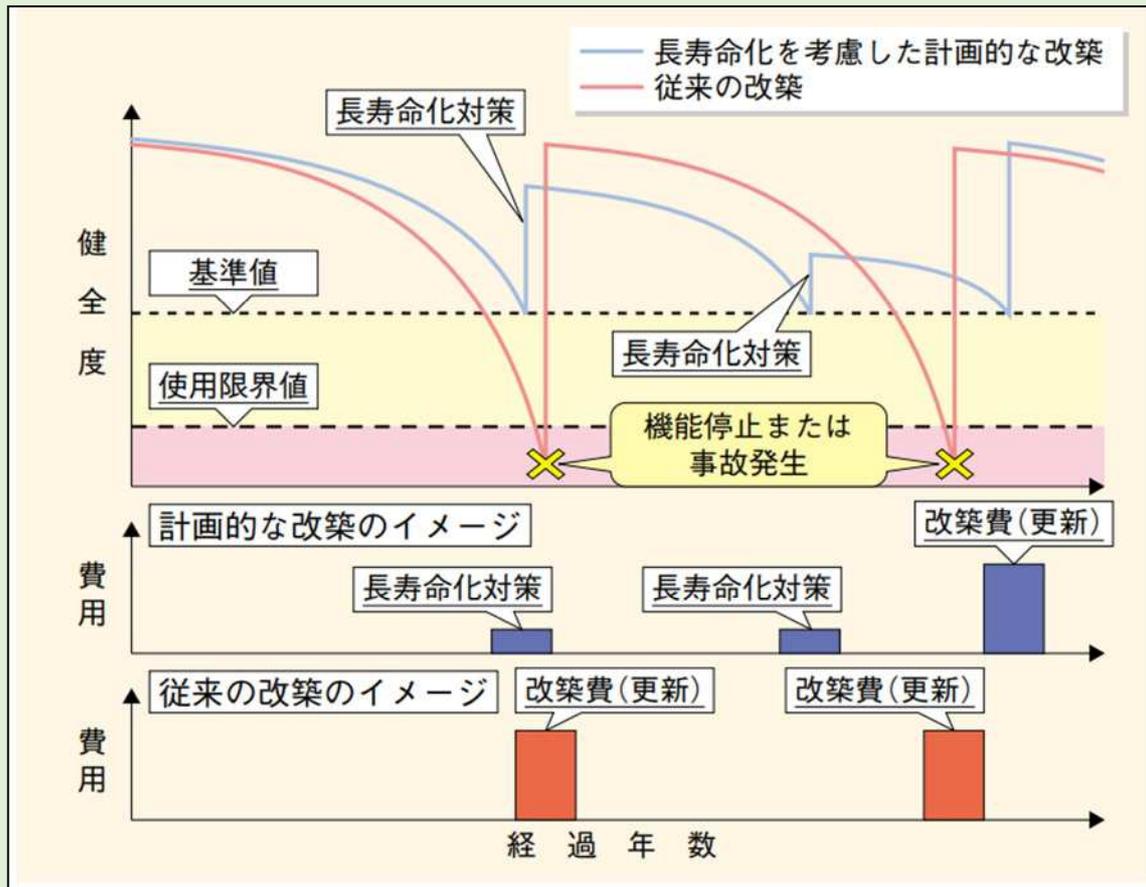
公共施設の新設（計画・設計・施工）から、維持管理、廃止（解体・廃棄）に至るまでの費用の総額を指し、建設費等のインシヤルコストや、光熱水費や保全費等のランニングコストにより構成されます。

施設の建替え等に当たっては、その時々建築費等だけでなく、その後のライフサイ

クルコスト全体を考慮して、効率的・合理的な手法等を十分に検討します。

(参考：予防保全によるライフサイクルコストの平準化・縮減イメージ)

事後保全は、不具合の発見の遅れが損害の拡大や大事故につながり、復旧に莫大なコストが発生する等のリスクがあります。あらゆる部位について予防保全を徹底することは合理的ではありませんが、以下の図のように、「長寿命化を考慮した計画的な改築」(予防保全)に取り組むことで、「従来の改築」(事後保全)に比して、建物の健全度を保ちつつ、ライフサイクルコストの平準化や縮減を図ることが期待できます。



出典：平成 20 年度 国土交通白書

## 第4章 中期的な目標・取組方策

### これまで（第1期）

第1期においては、今後の人口減少等を見据え、「現在の保有量（延床面積）を最大値」とする目標を設定しました。そのうえで、危機的な財政状況にあった令和3年度当時、一般財源収入の増加が見込めず、施設の改修・更新に必要な財源を確保するためには、保有量そのものを削減するほかなかったため、『持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針』を策定し、「令和14年度を目途に、庁舎施設を7万㎡程度削減する」という具体的な削減目標を設定しました。

そして、これらの削減目標の達成に向け、市民サービスへの影響を見極めつつ、施設の統廃合や民間移管等の取組を着実に進めてきました。一方、前述（第3章）のとおり、厳しい財政状況において、計画的な改修等は十分に実施できませんでした。

### これから（第2期）

削減目標を設定した当時と異なり、財政状況が大きく改善し、中期的には一般財源収入の増加が見込まれるフェーズへと変化しています。したがって、前述（第2章）のとおり、緊張感をもった財政運営が必要であるものの、収支改善を目指した数値目標ありきでの施設の見直しは行わないこととし、保有量（延床面積）についての削減目標は設定しません。

一方、引き続き、市民サービスを維持・充実するための効率化・財源確保等の観点が必要であり、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて不断に点検し、時代に合った施設機能の見直しを進めることは変わりません。

そのうえで、まちの活性化や、地域の人材交流拠点の必要性の高まり等を踏まえた、より戦略的な活用を重視した取組を展開します。

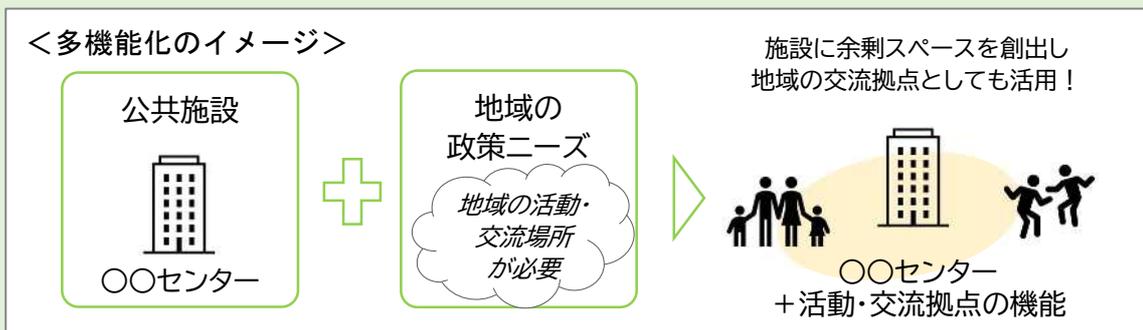
## 目標① 公共資産・公共空間の活用

いわゆる「ハコモノ」の建物だけでなく、本市が保有する土地等も含めた公共資産、広場、公園や道路などの公共空間も含め、まちづくりや市民満足度の向上等の観点から、戦略的な活用を推進します。

### 【重点取組】

#### ○ 地域に求められる政策ニーズとマッチした保有資産の活用プロジェクトの推進

分野や組織等の「枠」を超えて、全庁横断的に議論する推進体制を構築します。そして、従来の用途や機能等に捉われず、それぞれの地域に求められるニーズを踏まえ、全体最適の視点から、所管部署の所掌を超えた「多機能化」などを検討します。



#### ☀️ ポイント（具体例等）

- 戦略的な活用を重視した公共施設の見直しを推進します。

＜例：図書館＞

カフェなどの第三の居場所、さらには、新たな価値や気づきに出会えるフォースプレイスとなる、多機能化に向けた検討を進めていきます。

令和7年度は、特色ある図書館づくりを進めるための試行整備・効果検証や、図書館に関する市民意識調査等を実施します。

＜例：大学のまち交流センター（キャンパスプラザ）＞

施設に必要とされる役割や規模を再考するとともに、京都駅周辺の新たなビジネス・交流の創造拠点化や、市有地の有効活用による都市機能の集積等に向け、より幅広い視点での施設のあり方を検討

＜例：京都芸術センター＞

市民・アーティスト・企業等が出会い、交ざり合い、新たな価値を生み出す、本市における文化芸術の中核拠点を目指すため、運営のあり方を検討

＜例：男女共同参画センター（ウィングス京都）＞

施設の優れた機能を維持しつつ、より効率的・効果的な運営等を図るレイアウトの見直しを実施するとともに、見直し後のスペースを利用した公民連携による賑わい創出を推進すること等を示した今後の方針をとりまとめ（令和6年12月）

＜例：青少年科学センター＞

京都ならではのSTEAM教育の更なる充実を図るため、有識者等で構成する検討会議を設置し、当センターの使命やあるべき姿を議論

- 建物の大規模改修等を機として、施設の更なる魅力向上を図ります。

＜例：京都コンサートホール＞

今後も音楽芸術文化の力で国内外から選ばれるまちづくりに寄与するため、長寿計画に基づく大規模改修を機に、魅力向上方針を策定（令和6年10月）

## <その他の主な取組例>

### ○ 市民や民間事業者等と連携した更なる魅力向上

市民や民間事業者等と連携し、地域の賑わいやまちづくり、世代間交流などにつながる有効活用を推進します。

なお、施設機能の見直し等によって創出された建物内の空きスペースや未利用地等について、今後の方針の決定やその具体化までに一定の期間を要する場合には、他の公共施設の移転・集約や民間事業者への貸付等による暫定的な利活用を図りつつ、本格活用の早期実現を目指します。

#### ポイント（具体例等）

- 「京都市若者・子育て応援住宅（こと×こと）」をはじめ、こども食堂、障害者グループホーム、地域交流拠点の開設など、生活サービスの充実や地域コミュニティの活性化等に資する取組等、市営住宅の空き住戸の有効活用を推進します。
- 堀川御池ギャラリーについて、「文化芸術の発信拠点」や「ひとつづくり・まちづくりの拠点」といったこれまでの役割のほか、令和6年度に実施した、民間事業者のお試し利用により施設の多様な可能性を探る「トライアル・サウンディング事業」の結果も踏まえながら有効活用を推進します。

## 目標② 管理運営手法の点検・改善

公共施設の管理運営手法を不断に点検し、市民協働・公民連携の推進による機能向上や効率化など、更なる改善を目指します。

なお、点検に当たっては、施設の「機能」に着目し、ハード（建物）によらない手法への転換も含め、社会情勢の変化等に応じた施設機能の在り方を検討します。

### 【重点取組】

#### ○ 施設の整備や運営への公民連携や市民参加の推進

公共資産・公共空間を市民と共に利活用できる仕組みを検討する等、施設の整備や管理運営への公民連携や市民参加を推進します。

#### ポイント（具体例等）

- 公園について、「Park-UP 事業」を推進し、利用方法を地域住民が主体的に決め、民間企業など多様な団体と連携しながら、地域に合った更なる活用を進めます。
- 道路等について、損傷個所と状況を投稿できるスマートフォン用のアプリケーション「みつけ隊」の普及・活用をはじめ、市民協働による維持管理を推進します。

#### ○ 運営の合理化

外部の視点を踏まえた民間委託の仕様や競争性の点検等を実施します。

#### ポイント（具体例等）

- 効率性とサービスの質の両立を目指し、庁舎における昇降機の運用・保守等の契約について、仕様等の点検を実施します。

## <その他の主な取組例>

### ○ 「見える化」の推進

建物の活用状況、老朽化の程度、管理運営に要する経費などの施設情報について、市民等に分かりやすく発信する「見える化」の取組を推進します。

#### 💡 ポイント（具体例等）

- 施設ごとのサービスや収支状況等を分かりやすく周知します。  
（例）各施設や市ホームページにおける掲示・掲載：801施設（令和6年度）
- 橋りょうや河川等においては、引き続き、対策工事等の進捗状況を周知します。

### ○ 公民連携の推進

民間ノウハウ等の活用によって、更なる機能向上や運営の効率化等を図るため、指定管理者制度やPFI等の制度も有効に活用しながら、公民連携を推進します。

#### 💡 ポイント（具体例等）

- 市民サービスの向上等を目的に、指定管理者制度を積極的に導入します。  
（令和6年4月1日現在、公の施設796のうち374施設に導入）

### ○ 広域連携の推進

施設（建物）の有効活用を推進し、行政サービスの維持・向上や運営の効率化を図るため、近隣施設との連携など、国・京都府・周辺自治体等との広域的な連携を積極的に検討します。

#### 💡 ポイント（具体例等）

- 近隣施設の連携、共同化や役割分担等による、相乗効果の発揮や効率化を推進します。  
（例）府市協働できょうと生物多様性センターを設置（令和5年4月）、京都府南部地域の9消防本部が共同運用を行う、京都府南部消防指令センターを整備（運用開始：令和9年度）

## 目標③ 老朽化対策の着実な実施

施設の安全性や機能性を維持・向上するとともに、建物のライフサイクルコストの低減を図るため、老朽化対策の着実な実施を目指します。

### 【重点取組】

#### ○ 施設別改修計画の策定・更新

前述（第3章）のとおり、より計画的な改修等に取り組むため、施設ごとの改修計画の策定・更新を進めます。

#### ○ 社会情勢の変化に応じた見直し

限られた財源の中で老朽化対策を着実に実施していくためには、社会情勢の変化に応じて施設の在り方を見直し、老朽化対策にかかる費用そのものを圧縮する観点も重要です。例えば、建物を必要としないソフト事業への転換、複数の施設機能を1つの建物に集約する複合化、運用ルールの見直しによる多機能化や、民間施設の活用等を図ります。

#### ポイント（具体例等）

- 施設機能について、将来を見据えた持続可能な在り方を検討します。  
（例）図書館、大学のまち交流センター、男女共同参画センター ※目標①再掲
- 複数の施設を集約する複合化等を推進します。  
（例）3施設を一体化した「COCO・てらす」を開所（令和6年1月）

### <その他の主な取組例>

#### ○ 点検・診断の実施

法律により義務付けられている法定点検に加え、施設管理者による目視での定期点検などの自主的な点検や診断を適宜実施します。

また、安全確保や防災対策の観点から、点検・診断結果により危険性が認められる場合等には、施設の改修や除却など、適切な対応を速やかに講じます。

とりわけ、改修計画を策定している施設においては、改修時期が近い部位の重点的な点検や、改修計画への改修履歴の反映・蓄積など、改修計画を効果的に活用します。

#### ポイント（具体例等）

- 庁舎施設においては、法定点検に加えて、施設管理者が目視で点検する「自主点検」を年1回以上実施します。
- 橋りょう等の点検においては、ドローンに代表される新技術も積極的に活用します。

#### ○ 耐震化の推進

「京都市建築物耐震改修促進計画」等に基づき、防災活動拠点等の耐震化を推進します。

#### ポイント（具体例等）

- 市有建築物の耐震化率100%を目指します。（令和2年度末96.2%）

#### ○ 機能性の向上

老朽化対策に取り組むとともに、施設の効率化等によって財源確保に努めることで、市民のニーズ等を踏まえた、更なる機能性の向上を目指します。

#### ポイント（具体例等）

- 公園において、子どもの遊び場の更なる充実等を目指す「こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト」を推進します。
- 地下鉄駅、学校、公園、スポーツ施設、文化施設など幅広い公共施設において、和式トイレの洋式化をはじめ、トイレ環境向上に向けた取組を推進します。

#### ○ 地方公会計の活用

全市的な老朽化の状況把握等に当たっては、有形固定資産減価償却率等を把握できる地方公会計を有効に活用します。

#### ポイント（具体例等）

- 地方公会計において、全国の自治体が統一的な基準に基づいて財務書類を作成・公表し、他都市との比較分析等に活用します。

## ○ 長寿命化の推進

改修計画の活用等により、不具合が生じた後に対応する「事後保全」から、不具合が生じる前に対応する「予防保全」への転換を進めます。

特に、将来にわたって活用していく施設については、計画的な維持修繕によって長寿命化を図ります。活用する見込みがない施設（建物）等については、安全確保等の観点から、速やかに廃止・処分します。

### <庁舎施設>

長寿命化を図る庁舎施設については、原則 80 年を目標使用年数とし、適切な老朽化対策を推進します。

### <市営住宅>

「京都市市営住宅ストック総合活用指針」に基づき、耐震性が確保されている比較的建築年次が新しい住棟などにおいて、計画的かつ効率的に維持管理するとともに、必要に応じ長寿命化や住宅性能の向上を図りつつ、長期間、有効に活用します。また、耐震性が低いなど、入居者の安心・安全な住環境に課題がある住棟を中心に集約や廃止を行い、良質な住宅ストックを将来に継承します。

### <学校施設>

校舎については、概ね築後 50 年を目途に、施設の物理的不具合の改善や耐久性の向上を図るとともに、更なる教育環境の充実のため、計画的に長寿命化を図ります。

今後は、長寿命化改修に取り組むペースを加速するため、基本計画策定校数を増加し、予防保全工事も計画的に実施します。また、老朽化が進む学校教室の空調設備についても更新を進めるとともに、学校体育館への空調の新設についても、可能な限り短期間で効率的に整備するための計画を策定する等、取組を加速化します。

### <橋りょう>

必要な事後保全対策を進め、点検により健全度を判定のうえ、予防保全型修繕による維持管理へ転換することで、長寿命化や維持管理費の縮減を図ります。

また、う回路の有無や利用状況等を考慮し、集約が可能な橋りょうについては、集約化・撤去を検討します。

### <道路>

定期的な舗装点検等により、予防保全型の維持管理を進め、予算の平準化や長寿命化による中長期的なトータルコストの縮減を図ります。

また、職員による道路パトロール等により、道路の陥没やへこみ等の変状の発見に努め、事故の未然防止に取り組みます。

### <河川>

継続的に点検・巡視を行い、損傷や劣化の状況を確認しながら、計画的な対策を講じ、治水安全度の向上を図ります。

また、排水機場についても継続的に点検を行い、設備の劣化状況を確認しながら、計画的に予防保全を行うことで、排水機場の機能を維持します。

### <公園施設>

定期点検等を行い、適切な修繕や維持保全を実施することで長寿命化を図ります。老朽化が進んだ施設については、計画的に更新を進めます。

### <交通事業関連施設>

地下鉄駅及びトンネルについて、2 年に 1 回の定期的な点検を行い、構造物の劣化要因となる湧水発生箇所に関して対策を実施することで、健全度が良好な状態を維持し、長寿命化を図ります。

### <水道及び下水道事業関連施設>

水道及び下水道施設等について、計画的な点検調査を行い、予防保全型の維持修繕の実施により、施設機能の維持と長寿命化を図ります。

また、老朽化した施設を計画的に更新するために、長期的な更新需要を把握し、事業量・事業費の平準化を行い、持続可能な上下水道を実現します。

## ～ 計画の推進に向けて ～

各章に掲げる取組を推進するため、職員の意識改革等に取り組みます。

### 1 職員の意識改革

全庁横断的に公共施設マネジメントを推進していくため、職員一人ひとりが施設の現状や公共施設マネジメントの意義等を十分に理解し、自ら創意工夫していくことができる組織風土づくりを推進します。

#### ポイント（具体例等）

- 公共施設マネジメントに関する情報の共有や、研修会等を実施します。  
（例）他都市事例を踏まえた公共空間の利活用に関する勉強会の開催

### 2 データ環境の整備

公共施設に関する情報の蓄積や多角的な分析・検討等を行うため、各部署が所有するデータの集約・一元化や、新たなデジタルツールの導入など、データ環境の整備を推進します。

#### ポイント（具体例等）

- データを集約しビジュアル化（可視化）・分析する「BI ツール」など、業務効率化等につながるソフトを有効に活用します。
- 地方公会計情報を公共施設マネジメントに一層活用することを見据えたデータ整備について研究します。

### 3 各施策との連携・融合

市民のいのちとくらしを守ることを前提としたうえで、より上質で価値が高く、将来にわたって持続可能な施設の構築を目指すため、脱炭素化やユニバーサルデザインの推進などの各施策の視点をもって、公共施設マネジメントを推進します。

#### (1) 脱炭素化の推進

地球規模の温暖化の進行に伴い、CO2 排出量を実質的にゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けた社会的機運が近年ますます高まる中、国においては、排出削減目標を2035年度に13年度比60%減とすること等を盛り込んだ地球温暖化対策計画が閣議決定されました（令和7年2月）。本市においては、京都議定書誕生の地として、これまでから先進的な地球温暖化対策に取り組んできたところですが、こうした国の動向等も踏まえながら、今後、更なる取組を進めていく必要があります。

公共施設に関しても、「京都市役所 CO2 削減率先実行計画」等に基づき、新築及び改修工事における ZEB の実現や省エネルギーに配慮した設備の導入など、脱炭素化の取組を推進します。

#### ポイント（具体例等）

- 照明設備の LED 化等、脱炭素化に向けた整備を経済的かつ効率的に推進します。  
（例）省エネに関する診断・改修等を民間事業者が包括的に実施する「ESCO 事業」による LED 化（学校、公衆便所等）

## (2) ユニバーサルデザインの推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、全ての人にとってできる限り利用しやすい施設となるよう配慮する等、ユニバーサルデザインを推進します。

### ポイント（具体例等）

- 段差解消のためのスロープの設置等、施設のバリアフリー化を推進します。  
（例）烏丸線四条駅と阪急烏丸駅の連絡通路におけるエレベーターの新設（令和8年度末）

## 4 施設の特性等に応じたマネジメントの推進

公共施設の役割や機能等は多種多様であることから、全市的な基本方針を踏まえつつ、『庁舎施設マネジメント計画』等の施設類型ごとの計画において、それぞれの特性等に応じたより具体的な取組方針等を定める必要があります。

したがって、本計画（第2期）の策定を踏まえ、今後、施設類型ごとの方針や取組の進捗等を点検のうえ、更なる取組の強化等を図ります。

### ポイント（具体例等）

- 令和8年度に計画期間の満了を迎える「庁舎施設マネジメント計画」「学校施設マネジメント基本計画」について、本計画の内容も踏まえ、改定に向けた検討を進めます。
- 「市営住宅ストック総合活用指針」について、計画期間の中間点である令和7年度において、現行計画の進捗状況の点検等を実施します。



発行：行財政局財政室 令和7年3月／京都市印刷物 第063166号  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
Mail:keieikaikaku@city.kyoto.lg.jp TEL:075-222-3288 FAX:075-222-3283